

評価結果報告書（事後評価）

1. 施策名等

研究課題	配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究
研究の実施者	法務総合研究所

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

法務総合研究所研究部においては、平成12年度以降、児童虐待をテーマとする個別研究を3回、配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス）をテーマとする個別研究を1回実施した。

両テーマは、現在も社会の高い関心を集めており、どちらも関連法の整備が進み、被害者保護が積極的に図られるようになってきた。その一方で、加害者への働き掛けの重要性も改めて認識され、その更生をいかに援助して新たな被害者を生まないようにするか、ということが重要な課題となっており、関係省庁、地方自治体等で加害者に対する働き掛けが試みられるとともに、新たな施策が検討されている。

また、当所研究部における調査からは、少年院在院者の相当数が被虐待経験を有していること、配偶者暴力と児童虐待とは家庭内において併発している場合もあることなどがうかがわれる。

以上のとおり、配偶者暴力及び児童虐待の加害者に対する施策等を充実させる必要があることから、本研究を実施する。

(2) 目的・目標

これまでの研究成果を踏まえつつ、配偶者暴力及び児童虐待の加害者の実態、被虐待経験と非行・犯罪との関連等について更に調査するとともに、加害者の更生へ向けての処遇方法について、多角的に検討を加え、新たな施策立案のための資料を提供することを目的とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成18年度から同19年度までの2か年

イ 研究予算額

平成18年度 1,199千円

平成19年度 1,743千円

ウ 研究内容

(ア) 保護観察類型別処遇において、「家庭内暴力（配偶者に対する暴力又は子供に対する虐待）」類型に認定されたものについて、関係記録を閲覧又は収集し、その属性及び暴力や虐待に至る経緯や状況を調査する。^{※1}

(イ) 配偶者暴力又は児童虐待を原因として服役中の受刑者に対し、インタビュー調査を行う。

(ウ) 海外における法制度、加害者更生プログラム及びその効果測定方法について、文献を収集するとともに、現地に出張して、詳細な調査を行う。

3. 事前評価の概要

(1) 必要性

配偶者暴力及び児童虐待は社会の高い関心を集めしており、国として取り組むべき喫緊の課題となっている。どちらの問題も、その対応においては、被害者の保護とともに、加害者の更生のための指導が必要であり、それに関連した調査研究を推進する必要がある。

(2) 効率性

法務総合研究所には、当該研究に関する蓄積がある上、矯正・保護の現場において、配偶者暴力や児童虐待の加害者を含む犯罪者の処遇実務に当たってきた研究官が配置されており、豊富な経験と知識を生かし、効率の良い研究を行うことができる。

(3) 有効性

本研究の調査は、報告書として刊行され、法務省関係職員の職務上の資料となるほか、関係機関・団体における取組の有用な参考資料となるものである。

(4) 総合的評価

本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待できる。

4. 事後評価の内容

配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月1日から同18年3月31日までに起訴猶予処分又は第一審における終局処分がなされた同法（保護命令）違反事件該当者16人を対象に、加害者及び被害者の属性や関係、配偶者暴力と児童虐待の関係等について調査するとともに、配偶者暴力あるいは児童虐待で受刑中の者9人に対して面接調査を行い、これらの調査から得られた結果について詳細な分析を行った。また、平成20年2月に、配偶者暴力に対して様々な制度が施行されているカナダ及び米国の関係機関へ法務総合研究所所研究官が赴き、両国における配偶者暴力及び児童虐待事件の動向、受刑者又は保護観察対象者に対する処遇プログラム、実際の処遇プログラムの運用状況、問題点等について調査を行った。これらの研究により、今後の我が国における同種犯罪への新たな施策を検討する上で有益な基礎資料を得られたものであり、その成果は、現在、研究部報告及び研究部資料として発刊すべく取りまとめ作業を行っており、今後、配偶者暴力あるいは児童虐待加害者の更生に向け、効果的な処遇方法検討のための基礎的な資料として活用される予定である。

このように、調査内容及び分析結果等から、事前評価でもその実施が有意義と認められたとおりの研究ができたものと考えられ、今後の配偶者暴力あるいは児童虐待の対策に役立つものといえる。

なお、配偶者暴力及び児童虐待については、今後の動向を注視し、必要に応じてその対策についての調査研究を行う必要があると思われる。

5. 備考

○ 別添：「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」の概要

※ 1 保護観察類型別処遇…保護観察の実効性を高めるため、保護観察対象者の特性を、犯罪、非行の様などによって類型化して把握し、各類型ごとに焦点を当てた効率的な処遇を実施すること。

※2 属性……………年齢、性別、居住状況、婚姻状況、就労状況、健康状況、不良集団関係など、
加害者に備わっている性質や加害者を取り巻く環境等をいう。